

公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	利根川河川境運動場		
所在地	伊勢崎市境平塚地先		
所管部局・課	産業経済部観光局観光物産課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	観光政策係	内線	3382

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

河川法 群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 県民の余暇・レクリエーション活動への要求に応えると共に観光誘客に努める。</p> <p>(2) 設置当初の状況 昭和40年代後半からの急速に強まる県民の余暇・レクリエーション活動への要求に応えるため、河川敷の占用許可を得て、総合レクリエーション施設の開発を企業局に依頼した。 当時は、ゴルフ需要の高まりが大きく、民間もその造成に動いていたが、ゴルフ人口が一般サラリーマン等に広がるにつれ、会員制のゴルフ場でなく、広く県民等が使用できる手軽なゴルフ場の要求が高まっていた。 しかしその設置場所として、山岳地帯は開発経費がかかりすぎることから、一般の方が利用しやすく敷地として十分な面積が確保できる河川敷を選定したが、河川法により占用使用には条件があり、ゴルフ場単独での占用が出来ないことから、関連施設として一般に広く開放したレクリエーション施設を造成した。 (上武ゴルフ場開場日:昭和47年4月1日)</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 主に野球、ソフトボール場として利用されている。</p>
--

3 施設の概要

設置年月日	昭和51年7月1日(条例施行日)
敷地面積(所有者)	21,012㎡(河川用地)
主な施設(床面積、階数等)	簡易トイレ等
建設費	県が河川占用許可を得た土地に市町村が建物等を設置
備考	

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	
	無料	午前8:00～午後7:00 年末年始は使用不可

4 施設における実施事業

特に実施していない。

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	令和元年度 (当初予算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
歳入(①)	0	0	0	0	0
歳出(②)	0	0	0	0	0
歳入・歳出の差額(①-②)	0	0	0	0	0
歳入・歳出の主な増減理由					

※ 施設の管理運営に係る県の歳入・歳出

◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区 分	令和元年度 (当初計画額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
収 入(①)	0	0	0	0	0
指定管理費	0	0	0	0	0
支 出(②)	1,388	1,301	1,301	1,259	1,208
維持管理費	1,388	1,301	1,301	1,259	1,208
収支(①-②)	▲ 1,388	▲ 1,301	▲ 1,301	▲ 1,259	▲ 1,208
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由	合併当初に比して、毎年維持管理費は減額されており、除草も多くの回数が出来ない状況にある。				

※ 指定管理者の指定管理業務に係る収支

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
常勤職員	2	2	2	2	2
非常勤職員	0	0	0	0	0
合 計	2	2	2	2	2

7 施設利用の状況

区 分	令和元年度※	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間利用者総数(人)	838	1,357	881	1,431	1,722
有料利用者数(人)	0	0	0	0	0
無料利用者数(人)	838	1,357	881	1,431	1,722
目標利用者数(人)	1,000	2,300	2,300	2,300	2,300
施設稼働率(%)	—	—	—	—	—
稼働率対象施設(設備)	—				
利用者の主な増減理由					

※ 見込数又は途中実績

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の必要性	<p>県営ゴルフ場を含めた河川総合レクリエーション施設として河川敷の占用を許可されており、ゴルフ場と一体的に占用許可を取得するには、県の施設として当運動場を維持する必要がある。</p>
業務等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・県営ゴルフ場を含めた河川総合レクリエーション施設として県が維持する必要があることから、当運動場については引き続き伊勢崎市を指定管理者とすることにより、適正に管理する。 ・大規模補修の必要性が生じた場合の対応等を検討する必要がある。